

新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針

令和3年5月10日

土庄町長 三枝 邦彦

令和2年3月28日に、国において決定された、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、国、県、町がそれぞれの役割を果たすべく、対策を講じて来ました。

昨年5月25日の最初の緊急事態解除宣言が発出されて以降、香川県においては、香川県対処方針に沿って住民の皆さまに感染拡大防止対策への協力要請等をしてまいり、感染警戒レベルを「準感染警戒期」まで引き下げることができておりましたが、感染者の急増を受けて本年3月31日から対策期を「感染警戒期」に、4月1日から「感染拡大防止対策期」に、4月4日から「感染拡大防止集中対策期」に移行し、取り組みの徹底を図ってきたところです。しかしながら、ゴールデンウイーク明けの感染急拡大を受け、5月8日県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日からは感染警戒レベルを6段階のうち最も厳しい「緊急事態対策期」に引き上げ、更なる対策を取ることとしております。

土庄町においては、本年1月の感染者の発生以降、町民の皆さまのご協力のもと新規の感染は発生しておりませんが、県内外での新規感染者の急拡大等を踏まえて、土庄町における新型コロナウイルス感染症対策にかかる基本方針を次のとおりといたします。

なお、この方針は、現時点での対応となりますので、今後の感染拡大の状況、国・県の方針を踏まえ、更新してまいります。

基本方針

1. 感染拡大防止のための「新しい生活様式」の徹底を推進するとともに、県の対処方針に基づいた協力要請等に応じる。
2. 町主催の催物（イベント等）の開催については、「新しい生活様式」や、業種ごとに策定される感染拡大防止ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策を講じることを前提に、県が策定する「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針」に沿った概ね2分の1程度の参加人数等を目安に、そのイベント毎の性質を判断の上、開催するものとする。
3. 公共施設を利用する民間・団体主催の集会やイベント等については、2.と同様の要件による開催の形態とするよう協力を依頼する。
4. 県内外を問わず、日中を含めた不要不急の外出や移動の自粛を要請する。